

日本言語政策学会 会員による理事および監事候補者推薦の手続きに関する細則

この細則は、役員を選任に関する細則第2条の施行について定める。

第1条（理事および監事候補者推薦管理委員会の設置）

理事会は、理事および監事改選にあたり、理事および監事改選を迎える年度の6月末までに、会員による候補者の推薦手続きを扱う理事および監事候補者推薦管理委員会（以下管理委員会という）を設ける。

第2条（管理委員会の組織）

管理委員会の委員は、理事および監事改選にあたり重任しない理事全員をもってこれにあてる。

第3条（管理委員会の招集・開催）

初回の管理委員会は会長が招集して開催し、ただちに委員の互選により委員長を定め、以降、管理委員会の運営は委員長に委ねられる。第2回以降の管理委員会は、委員長が招集し開催する。

第4条（候補者の推薦）

管理委員会は、理事および監事改選を迎える年度の8月末までに、個人会員に対して次期理事および監事の候補者の推薦を求める。

第5条（候補者の推薦人数）

会員は、所定の手続きにより、理事については3名まで、監事については1名の候補者を推薦することができる。

第6条（推薦の取りまとめ・提出）

管理委員会は、理事および監事改選を迎える年度の10月末までに会員による推薦を取りまとめ、理事会に提出する。

第7条（推薦状況の報告・業務終了・解散）

管理委員会は、理事会で次期理事および監事が指名された後、推薦状況の概要を会員に報告する。ただし、推薦者・被推薦者の固有名詞、被推薦者個人ごとの被推薦数は公表しない。管理委員会は、この報告をもって業務を終了し、解散する。

第8条（運営に関する諸規定）

管理委員会の運営に関する諸規定は、管理委員会の提案に基づき、理事会で定める。

付則

本施行細則は、2019年6月9日より施行する。